

～待ったなし！4月から始まる～

聞いてみよう！

有給休暇義務化への対応相談会

平成31年（2019年）4月1日から、年10日以上の有給休暇が付与される労働者に対して会社は、5日は有給休暇を取得させることが労働基準法上の義務となります。この規定はパートにも適用され、違反の場合には、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金です。刑事罰を実際に受けるかどうかはともかく、書類送検をされてしまうとハローワークで助成金を受けることができなくなるなど会社経営に大きな不利益が生じます。この待ったなしの対応を、社会保険労務士さんに聞いてみましょう。相談無料です！

日時：平成31年1月30日（水）

午後1時～午後4時

場所：小松島商工会議所 1階会議室

講師：つちはし社会保険労務士事務所 代表
特定社会保険労務士 土橋 秀美 氏

費用：無料（当日の相談に限ります）

※下記の申込書にお書きの上、FAXにてお申込みください。



相談申込書（Fax 0885-32-0008）

希望時間	時 分 から		
事業所名			
電話番号		参加者名	
相談内容 （簡単にお書き下さい）			

※ご記入いただいた内容は、当事業の目的以外に使用しない等個人情報の適切な保護に努めます。